

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正後	改正前
<p>（規則の適用）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち同条第五項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十一年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（規則の適用）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち第二十四条の五第五項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十一年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2（略）</p>

(定義)

第二条 (略)

一 中間連結財務諸表提出会社 法の規定により中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。

二 十 (略)

十一 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十四条及び第八十六条において同じ。)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。)の合計額をいう。

十二 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。

十三 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。

十四 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。

十五 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。

十六 十九 (略)

二十 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

二十一 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

(定義)

第二条 (略)

一 中間連結財務諸表提出会社 法の規定により中間連結財務諸表を提出すべき会社(指定法人を含む。以下同じ。)をいう。

二 十 (略)

十一 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十八条及び第八十条において同じ。)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。)の合計額をいう。

十二 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十三項に規定する取引をいう。

十三 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第十九項に規定する有価証券をいう。

十四 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する債券をいう。

十五 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する有価証券をいう。

十六 十九 (略)

二十 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企業結合をいう。

二十一 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業をいう。

- 二十二 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。
- 二十三 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。
- 二十四 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。
- 二十五 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。
- 二十六 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。
- 二十七 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。
- 二十八 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。
- 二十九 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。
- 三十 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。
- 三十一 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。
- 三十二 分離先企業 財務諸表等規則第八条第四十項に規定する企業をいう。

- 二十二 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。
- 二十三 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する企業をいう。
- 二十四 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。
- 二十五 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。
- 二十六 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。
- 二十七 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する方法をいう。
- 二十八 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。
- 二十九 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する共通支配下の取引等をいう。
- 三十 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する事業分離をいう。
- 三十一 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する企業をいう。
- 三十二 分離先企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十条 (略)

2と4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

(削る)

五 重要なヘッジ会計(財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。以下同じ。)の方法

六 (略)

(リース取引に関する注記)

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十条 (略)

2と4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 重要なリース取引の処理方法

六 重要なヘッジ会計(財務諸表等規則第八条の二第九号に規定する会計処理をいう。以下同じ。)の方法

七 (略)

(リース取引に関する注記)

第十五条 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第十六条 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等をいう。)ごとの次に掲げる事項

2 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(通貨、金利

第十五条 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条中「当該会社」とあるのは「当該連結会社」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第十六条 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等)ごとの次に掲げる事項

2 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(通貨、金利

、株式、債券及び商品等をいう。)ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。

2 前項に定める事項は、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。)等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の三までの規定中「一年以内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十五條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一

、株式、債券及び商品等)ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。

2 前項に定める事項は、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引)等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五條から第十六條の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の三まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同規則第十五條及び第十六條中「一年以内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同規則第十六條の二中「貸借対照表日後一年以内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十五條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一

以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三| リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等をいう。）で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四| (略)

五| (略)

六| (略)

2 (略)

3 第一項第六号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（各負債の範囲）

以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

三| (略)

四| (略)

五| (略)

2 (略)

3 第一項第五号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（各負債の範囲）

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 リース債務

四 未払法人税等

五・六 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3 第一項第五号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同規則第四十七条中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同規則第四十八条の二中「貸借対照表日後一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三・四 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3 第一項第三号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合

計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第六号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 リース債務

四〇六 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第五号に掲げる負ののれんについて準用する。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第四号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

三〇五 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第四号に掲げる負ののれんについて準用する。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

第六十七条 第四十七条第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

改正案

現行

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)		前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		×××		×××		×××	
受取手形及び売掛金		×××		×××		×××	
リース債権及びリース 投資資産		×××		×××		×××	
有価証券		×××		×××		×××	
たな卸資産		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動資産合計		×××		×××		×××	
II 固定資産							
有形固定資産		×××		×××		×××	
無形固定資産		×××		×××		×××	
のれん		×××		×××		×××	
その他		×××	×××	×××	×××	×××	×××
投資その他の資産		×××		×××		×××	
固定資産合計		×××		×××		×××	
III 繰延資産		×××		×××		×××	
資産合計		×××		×××		×××	
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形及び買掛金		×××		×××		×××	
短期借入金		×××		×××		×××	
リース債務		×××		×××		×××	
未払法人税等		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動負債合計		×××		×××		×××	
II 固定負債							
社債		×××		×××		×××	
長期借入金		×××		×××		×××	

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)		前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		×××		×××		×××	
受取手形及び売掛金		×××		×××		×××	
有価証券		×××		×××		×××	
たな卸資産		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動資産合計		×××		×××		×××	
II 固定資産							
有形固定資産		×××		×××		×××	
無形固定資産		×××		×××		×××	
のれん		×××		×××		×××	
その他		×××	×××	×××	×××	×××	×××
投資その他の資産		×××		×××		×××	
固定資産合計		×××		×××		×××	
III 繰延資産		×××		×××		×××	
資産合計		×××		×××		×××	
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形及び買掛金		×××		×××		×××	
短期借入金		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動負債合計		×××		×××		×××	
II 固定負債							
社債		×××		×××		×××	
長期借入金		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	
負ののれん		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
固定負債合計		×××		×××		×××	

リース債務	×××	×××	×××
引当金	×××	×××	×××
負ののれん	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金	×××	×××	×××
2 資本剰余金	×××	×××	×××
3 利益剰余金	×××	×××	×××
4 自己株式	-×××	-×××	-×××
株主資本合計	×××	×××	×××
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
3 土地再評価差額金	×××	×××	×××
4 為替換算調整勘定	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××
III 新株予約権	×××	×××	×××
IV 少数株主持分	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××

(記載上の注意)

(略)

負債合計	×××	×××	×××
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金	×××	×××	×××
2 資本剰余金	×××	×××	×××
3 利益剰余金	×××	×××	×××
4 自己株式	-×××	-×××	-×××
株主資本合計	×××	×××	×××
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
3 土地再評価差額金	×××	×××	×××
4 為替換算調整勘定	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××
III 新株予約権	×××	×××	×××
IV 少数株主持分	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××

(記載上の注意)

(略)